

【公布された条例等のあらまし】

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全ての給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとした。

2 勤勉手当の改定

- (一) 十二月期の支給割合を百分の百五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十五）とすることとし、また、再任用職員について、十二月期の支給割合を百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）とすることとした。
- (二) 六月期及び十二月期の支給割合を百分の百（特定幹部職員にあつては、百分の百二十）とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）とすることとした。

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表の一号俸の給料月額を引き上げることとした。

2 期末手当の改定

- (一) 十二月期の支給割合を百分の百六十七・五とすることとした。
- (二) 六月期及び十二月期の支給割合を百分の百六十五とすることとした。

三 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の二の(二)及び二の二の(二)については、令和五年四月一日から施行することとした。

2 一の1及び二の1については令和四年四月一日から、一の二の(一)及び二の二の(一)については令和四年十二月一日から適用することとした。

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十八号）

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十七・五とすることとした。

二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百六十五とすることとした。

三 給料月額について、令和五年四月から令和六年三月までの間、知事にあつては百分の二十五を、副知事にあつては百分の十を、常勤の監査委員にあつては百分の五を、企業局長にあつては百分の五を減じた額とすることとした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二及び三については、令和五年四月一日から施行することとした。

五 一については、令和四年十二月一日から適用することとした。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十九号）

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百三十とすることとした。

二 会計年度任用職員に適用される職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員

の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第五十七号）による改正後の給料表については、令和四年四月一日から適用することとした。

三期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二十七・五とするにととした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、三については、令和五年四月一日から施行することとした。

五 一については、令和四年十二月一日から適用することとした。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第六十号）

一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日（一部については、令和五年四月一日）から施行することとした。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十一号）

一 会計年度任用学校職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。

二 会計年度任用学校職員に適用される徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第六十号）による改正後の給料表については、令和四年四月一日から適用することとした。

三 この条例は、公布の日（一部については、令和五年四月一日）から施行することとした。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十二号）

一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日（一部については、令和五年四月一日）から施行することとした。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十三号）

一 会計年度任用警察職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。

二 会計年度任用警察職員に適用される徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第六十二号）による改正後の給料表については、令和四年四月一日から適用することとした。

三 この条例は、公布の日（一部については、令和五年四月一日）から施行することとした。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十六号）

- 一 初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとした。
- 二 職員を昇格させた場合における号俸を改めることとした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和五年四月一日から施行することとした。
- 四 一については、令和四年四月一日から適用することとした。
特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）
 - 一 徳島県教育支援委員会調査員の報酬の額を改定することとした。
 - 二 この規則は、公布の日から施行することとした。